

(3) ③. 福島県相馬市は、AMEDの一環で行った抗体価検査の結果、3回目のワクチン接種は8か月あけずとも医療従事者や高齢者などに接種していくべきとの提言を出したが、これについての政府の見解を示してください。

(答)

- 追加接種の接種間隔については、昨日（11月15日）の厚生科学審議会における議論を受け、海外の状況やワクチンの効果の持続期間の知見を踏まえて、2回目の接種完了から原則8ヶ月以上後とすることとしました。

- なお、地域の感染状況、クラスターの発生状況、ワクチンの残余の状況等を踏まえ、市町村が判断した場合には、6ヶ月後から接種した場合であっても予防接種法に基づく接種として取り扱うこととします。

(健康局健康課予防接種室)